

外国人技能実習生総合保険のご案内

外国人技能実習生総合保険は、海外旅行傷害保険普通保険約款に外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約等を付帯したものです。



外国人技能実習生総合保険に加え普通傷害保険もあわせてご案内いたします。

取扱代理店（お問い合わせ先）

株式会社 国際研修サービス

〒105-0012 東京都港区芝大門2-1-16 芝大門MFビル8F

TEL：03（5425）6800 FAX：03（5425）6803

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

株式会社損害保険ジャパン

日本興亜損害保険株式会社

目 次

I. 外国人技能実習生総合保険 3

- 1. この保険の特徴 3
- 2. 保険契約者・保険加入者・被保険者 3
- 3. 補償内容 4
- 4. 保険金額・保険料 6
- 5. ご契約方法とご加入手続き 6
- 6. 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし 8

II. 普通傷害保険 11

- 1. この保険の特徴 11
- 2. 保険契約者・保険加入者・被保険者 11
- 3. 補償内容 11
- 4. 保険金額・保険料 12
- 5. ご契約方法 13
- 6. 普通傷害保険の補償内容のあらまし 14



I. 外国人技能実習生総合保険

外国人研修生・技能実習生の保護充実を内容とした入管法改正が行われ、受入れに当たって、実習実施機関等が労災保険の届出等の措置を講じていなければならない、また、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」において、公的保険を補完する民間の傷害保険等に参加することも、その保護に資するものであるとされました。

【法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」】

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関係法令に基づき健康保険等に参加することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険等に参加することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

そこで保険会社が、上記の民間の傷害保険として、技能実習生専用の外国人技能実習生総合保険を開発いたしました。つきましては、その内容をご案内いたしますので、ご加入方ご検討くださいますようお願い申し上げます。

■外国人技能実習生総合保険のご加入にあたり

- ・外国人技能実習生総合保険にご加入いただくことで、技能実習生がケガや病気となった場合であっても安心して治療を受けていただけますので、充実した技能実習活動に役立つ保険といえます。
- ・近年、研修生、技能実習生の実習中の事故に加え、日常生活における死亡事故も発生しておりますが、その際、補償に関するトラブルが発生している状況にあります。
遺族の方々の悲しみを少しでも和らげるため、また、実習実施機関の突発的な出費に備えるためにも、この保険はお役に立つものと考えます。

1 この保険の特徴

1. 技能実習生が母国出国から帰国するまで、在留資格「技能実習1号」、「技能実習2号」を合わせた（初期）講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険ですので、在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
2. 治療費用については、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、母国出国から一定期間は治療費用が100%補償されます。
3. 公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が窓口となって取扱うことで、一般の個別契約よりも割安な保険料でご加入いただけます。（全ての加入者から申し込まれる被保険者数により割引率が変更になる場合があります。）

※外国人技能実習生総合保険とは、海外旅行傷害保険に外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約等をセットしたものです。

2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者 : 公益財団法人 国際研修協力機構

保険加入者 : 実習実施機関または監理団体（企業単独型の場合はその企業）

被保険者（保険の対象となる方）：技能実習生（「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの）

3 補償内容

外国人技能実習生の思いがけないアクシデントに対し、実習実施機関として十分な補償を備える必要があります。

補償対象期間

時 系 列	出国	入国	出国	帰国
在留資格	技能実習1号(1年)		技能実習2号(2年)	
外国人技能実習生総合保険	技能実習生向けの保険			

補償範囲

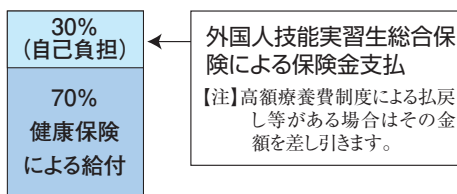
時 系 列	出国	入 国	出国	帰 国
期 間	治療費用100%補償期間※1		治療費用30%補償期間	
死亡時の補償【日常生活】			死亡保険金(一時金)	
後遺障害の補償【日常生活】			後遺障害保険金(一時金)	
※3 傷害、疾病治療費【日常生活】	国民健康保険 治療費用の100%補償※2		国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償	
死亡、危篤時への救済者費用			救済者(ご家族)の往復交通費、ホテル宿泊費 等	
第三者への損害賠償【日常生活】			損害賠償金、訴訟費用 等	

※1 治療費用100%補償期間中であっても公的保険からの補償が受けられる場合は、お支払いする保険金が調整される可能性があります。

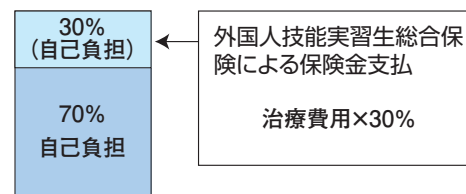
※2 傷害、疾病治療費用を100%補償する期間は、加入時に「15日・1ヶ月・2ヶ月」の3パターンから選択頂くことになります。

※3 治療費用100%補償期間終了後は、雇用契約が発効されず健康保険等の被保険者になっていない場合、健康保険等の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険等からの給付がなされない場合、技能実習終了後の日本国を出国してから母国等で帰国手続きを終了するまでの健康保険等の被保険者になっていない場合は、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額でのお支払いになります。

・健康保険等の給付ありの場合



・健康保険等の給付が無い場合

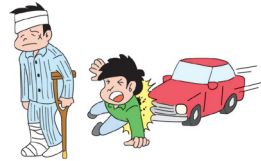


この保険は次の保険金をお支払いします

責任期間中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気の発病を補償します。

■ 治療費用保険金

(事故日からその日を含めて
180日以内に要した費用限度)



■ 疾病治療費用保険金

(最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した
費用限度)



■ 死亡・後遺障害保険金

(事故日からその日を含めて
180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合)

■ 疾病死亡保険金

■ 賠償責任保険金

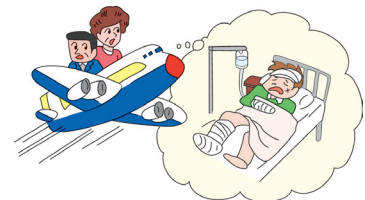
誤って、他人の物を壊したり、
他人をケガさせて、法律上の
損害賠償責任を負担したとき
にお支払いします。



職務遂行に基づく損害賠償や
実習生の居室に与えた損害に対する損害賠償を除き
ます。尚、示談交渉サービスはありません。

■ 救援者費用等保険金

病気またはケガに
より死亡したり、
危篤状態となっ
たときに、現地から
の親族等の渡航費
用等をお支払いし
ます。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因する病気



■ 歯科疾病

ただしケガによる歯科治療を除きます。



■ 業務上・通勤途上のケガ

(治療費用100%補償期間終了後)



いずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「6. 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし」をご確認ください。

幅広い補償内容のご紹介

■ 業務上災害・通勤途上災害でも救援者費用等保険金はお支払いします。

ロボットの稼働設定ミスにより、予想外の動きで製品とロボットの間に頭部を挟まれ、危篤状態となりました。本件は業務上災害なので、治療費用保険金や後遺障害保険金はお支払できませんでしたが、ご家族が中国から駆けつけた際の航空券代(60万円)・交通費(15万円)・宿泊費(30万円)・受入企業が負担した通信費等(10万円)で総額約115万円をお支払いしました。

■ 地震によるケガや死亡に対しても補償します。

地震で倒れたタンスの下敷きになってケガをしたり、大地震で社員寮が倒壊し亡くなられた場合、治療費用や死亡保険金をお支払いします。

■ 自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

被保険者が歩道を自転車で走行中に、前方不注意で歩行者(60歳)と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6ヶ月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。

被害者(歩行者)の治療費(200万円)・通院交通費(10万円)・休業損害(80万円)・慰謝料(80万円)で総額約370万円をお支払いしました。

4 保険金額・保険料

標準的なタイプをお示ししております。下記以外のタイプや在留期間の途中でもご加入いただけますので、(株) 国際研修サービスにご相談ください。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12ヶ月 保険期間 …13ヶ月	滞在期間 …36ヶ月 保険期間 …37ヶ月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1ヶ月	11,430円	25,340円
							2ヶ月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1ヶ月	11,130円	24,320円
							2ヶ月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1ヶ月	13,550円	29,920円
							2ヶ月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1ヶ月	17,650円	39,210円
							2ヶ月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1ヶ月	20,390円	43,520円
							2ヶ月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1ヶ月	22,750円	49,300円
							2ヶ月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1ヶ月	27,000円	58,540円
							2ヶ月	27,820円	59,560円

※保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) ご契約方法

■治療費用100%補償期間の設定の仕方

- 母国を出国してから日本における社会保険が適用になるまでの間は、保険金額を上限として治療費用を100%補償することが可能となるよう、治療費用100%補償期間を設定することをおすすめします。

■保険期間（保険に加入する期間）の設定の仕方

- 外国人技能実習生総合保険は、「技能実習」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、技能実習予定期間に応じて、保険期間を設定します。

保険期間の設定につきましては、母国を出国してから日本へ入国するまでの移動期間等を考慮して、保険期間が不足しないように、技能実習予定期間に1ヶ月の余裕を設けて設定することをおすすめいたします。

※保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は応当日前日の午後12時までとなります。

(例)

技能実習予定期間	保険期間
12ヶ月	13ヶ月
36ヶ月	37ヶ月

重 要

■保険責任期間（補償の対象となる期間）のご説明

- 設定された保険期間の間において、この保険にて保険会社が支払責任を負う期間（補償の対象となる期間）は以下のとおりです。（注）設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間

被保険者が技能実習の目的をもって、母国等からの出国手続きを終了したときから、日本国における技能実習を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

ただし、以下に該当する場合は、母国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了します。

- (a) 被保険者証明書記載の保険期間の末日（＝帰国予定日）の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。
ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。
①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休
②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
③被保険者が医師の治療を受けたこと
④被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等（本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、最終目的地に到着したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。）
- (b) 保険期間の末日より前に技能実習の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。
ただし、技能実習を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。
- (c) 技能実習の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に技能実習が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。
ただし、被保険者が再入国許可（みなし入国許可）を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続し、また、日本への再入国後も保険責任は継続します。出国の日の後30日間を過ぎた後に再入国した場合は、保険への再加入手続きが必要です。

(2) ご加入手続き

■加入依頼書の提出

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ（公財）国際研修協力機構の能力開発部にご提出いただくか、（株）国際研修サービスに郵送願います。

※『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払できないことがあります。

■保険料のお支払い

保険料は『保険加入依頼書』の提出と同時に（公財）国際研修協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払 込 先 銀 行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2 8 8 3 1 0 7	9 0 0 8 0 9
受 取 人	公益財団法人 国際研修協力機構 保険料口	

■出国日確定通知および入国資格欠格者通知書のご提出

技能実習生の母国からの出国日が確定し、入国が確認できたときには、『技能実習生出国日兼入国資格欠格者通知書』に出国日他必要事項を記入し、すみやかに（株）国際研修サービスに通知していただきます。

注意

■保険責任の開始日

出国確定日以降、技能実習生が母国等における出国手続きを終了したときから保険責任が開始します。
ただし、加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険金のお支払い対象となりませんので、出国前に手続きを終えてください。

※保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険金のお支払い対象となります。

■被保険者証明書の発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』を発行します。

6 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし

被保険者(保険の対象となる方)等が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	保 険 金 の お 支 払 額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死亡保険金 責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 注 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合で、同じケガ*により死亡されたときは、死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用して運転中のケガ ●脳疾患、病氣*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
	後遺障害保険金 責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。 注1 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 注2 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ●危険な職業に従事中のケガ など
	治療費用保険金 責任期間*中の事故によるケガ*のため、医師*の治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日または治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院*関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用 ウ. 治療のための通訳雇入費用 エ. 入院により必要となった次の費用(1回の事故または1疾病につき合計して10万円限度) A. 国際電話料等通信費 B. 身の回り品購入費(3万円限度) オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいないまたはその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など <日本国外における治療の場合にご注意ください。> カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。 <日本国内における治療の場合にご注意ください。> 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払をさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払の対象となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病氣* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病氣 ●妊娠、出産、早産または流産による病氣 ●歯科疾病 ●戦争、その他の変乱*による病氣(テロ行為による病氣は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*による病氣 ●原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 など
疾 病	治療費用保険金 ①「責任期間*中に発病*した病氣*」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病氣(その病氣の原因が責任期間中に発生したものに限り、す。)」のため、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師*の治療を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始された場合	注1 保険金のお支払額は、1回の事故および1疾病につき、それぞれ、治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額が限度となります。 注2 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	

		保険金をお支払いする場合	保 険 金 の お 支 払 額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病	死亡保険金	①責任期間*中に病気*のため、死亡された場合 ②「責任期間中に発病*した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師*の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。 ③責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	
	賠償責任	責任期間*中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金、損害防止費用等をお支払いします。 注1 法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 注2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 注3 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したりなくしたことによる損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払の対象となります。 ・被保険者が滞在する宿泊施設*の客室(*) ●被保険者と同居する親族*や旅行行程*と同じする親族に対する損害賠償責任 ●自動車・オートバイ等の車両(ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。)、船舶(ヨットおよび水上オートバイを除きます。)、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害など (*)「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセーフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
救 援 者 費 用 等		救援対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者(*1)が費用を負担された場合 ①次のいずれかに該当した場合 ・責任期間*中に被ったケガ*または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ・責任期間中に病気*のため、死亡された場合 ・責任期間中に発病*した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に医師*の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。) ②疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 ③責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山(*2)中に遭難された場合 ④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 (*1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。 (*2)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。	被保険者が負担された次のア～キの費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者*の現地*までの1往復分の航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)(*1) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設*の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)(*1) エ. 治療を継続中の救援対象者を現地から移送する費用(*2) オ. 遺体の移送費用 カ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者もしくは救援者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいいます。)(20万円限度)(*2) (*1)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (*2)治療費用保険金、疾病治療費用保険金として支払われるべき費用については除きます。	●保険契約者、救援対象者*または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。) ●自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等*の無資格運転・酒酔い運転*(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)*または麻薬等を使用している運転中の事故による費用 ●戦争、その他の変乱*による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの ●危険な職業に従事する事故による費用など

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者(*)が医師である場合は、被保険者(*)以外の医師をいいます。
(*)救済費用等補償特約の場合は、救済対象者*とします。
- 「1回の病気」とは、合併症および続発症を含みます。
- 「救済者」とは、救済対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救済対象者の親族*(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救済対象者」とは、保険証券記載の救済対象者をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」等を意味します。
「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含みます。
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「現地」とは、事故発生地または被保険者(*)の収容地または勤務地をいいます。
(*)救済費用等補償特約の場合は、救済対象者*とします。
- 「後遺障害」とは、医師*による治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- 「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程*中をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「入院」とは、医師*による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*の診断(*)による発病をいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、ケガ*以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
- 「旅行行程」とは、保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

補償対象外となる運動

山岳登山(*)⁽¹⁾、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機*⁽²⁾操縦*⁽³⁾、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機*⁽⁴⁾搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(*)⁽¹⁾ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)⁽²⁾グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)⁽³⁾職務として操縦する場合を除きます。

(*)⁽⁴⁾モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、(公財)国際研修協力機構を保険契約者とし、実習実施機関または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする海外旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際研修協力機構が有します。
なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外は加入することができません。
- ②この保険はパンフレット記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
- ③(株)国際研修サービスは保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、(株)国際研修サービスと締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「海外旅行傷害保険(外国人研修生特約付帯)、海外旅行傷害保険(外国人研修生特約・技能実習生特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約付帯)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、海外旅行保険普通保険約款および特約(外国人研修生特約、技能実習生特約等)にある保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら(株)国際研修サービスまたは引受保険会社におたずねください。ご加入に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

(株)国際研修サービス

ご加入に関することや、事故のご連絡・ご相談：TEL **03-5425-6800** FAX **03-5425-6803**

Ⅱ. 普通傷害保険

外国人技能実習生総合保険の上乗せ保険として、普通傷害保険を用意いたしました。

この保険は、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者（保険の対象となる方）がケガをされたとき等に保険金をお支払いする商品です。

1 この保険の特徴

1. 保険期間は、最長12ヶ月までの保険期間設定ができます。
2. 政府労災保険等、他の保険から保険金が支払われる場合であっても、上乗せして保険金をお支払いいたします。

2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者：公益財団法人 国際研修協力機構

保険加入者：実習実施機関または監理団体（企業単独型の場合はその企業）

被保険者（保険の対象となる方）：技能実習生（「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの）

3 補償内容

24時間補償タイプ 主に下記のような場合に保険金をお支払いします。

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガを補償します。



日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ

就業中のみ補償タイプ

仕事中および通勤途上のケガを補償します。



通勤途上ではねられたときのケガ



技能実習中のケガ

- ご加入いただく場合は、「24時間補償タイプ」と「就業中のみ補償タイプ（※）」の2種類から補償タイプを選択していただきます。
（※）就業中のみの危険補償特約をセットします。
- 就業中のみ補償タイプを選択した場合、講習は就業に該当しませんので、講習期間中は保険金のお支払い対象外となります。
- 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「6. 普通傷害保険の補償内容のあらまし」をご確認ください。

4 保険金額・保険料

■保険金額および日額（1口あたり）

	プラン1	プラン2
死亡・後遺障害 ※1	100万円	100万円
入院保険金日額 ※2	1,000円	—
通院保険金日額	400円	—

※1. 後遺障害保険金は、後遺障害の程度によって死亡保険金の3%～100%となります。

※2. 入院を補償するプラン（プラン1）のみ手術保険金のお支払い対象となります。手術保険金のお支払額は手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

■保険料（一口あたり）

【24時間補償タイプ】

		10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
プラン1	職種級別 A	2,770円	2,920円	3,080円
	職種級別 B	3,750円	3,960円	4,170円
プラン2	職種級別 A	1,020円	1,070円	1,130円
	職種級別 B	1,380円	1,450円	1,530円

【就業中のみ補償タイプ】

		10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
プラン1	職種級別 A	900円	960円	1,010円
	職種級別 B	1,880円	1,980円	2,090円
プラン2	職種級別 A	330円	350円	370円
	職種級別 B	690円	730円	770円

■職種級別表

コード	分 類	職業級別	コード	分 類	職業級別	コード	分 類	職業級別
01	技術者	A	62	電気機械器具組立・修理作業	A	77	定置機関・機械および建設機械運転作業	A
02	教員	A	63	輸送機械組立・修理作業	A	78	電気作業	A
03	保健医療従事者	A	64	計器・光学機械器具組立・修理作業	A	79	その他の技能工・生産工程作業	A
04	芸術家、芸能家	A	65	その他の機械組立・修理作業	A	81	保安職業従事者	A
05	職業スポーツ家	A	66	製糸・紡織作業	A	86	サービス職業従事者	A
06	その他の専門的職業従事者	A	67	裁断・縫製作業	A	91	有職者以外	A
11	事務従事者	A	69	パルプ・紙・紙製品製造作業	A	31	農林業作業	B
21	販売従事者	A	70	印刷・製本作業	A	36	漁業作業	B
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）	A	71	ゴム・プラスチック製品製造作業	A	41	採鉱・採石作業	B
53	航空機関関係従事者（航空機搭乗者）	A	72	革・革製品製造作業	A	51	自動車運転者（助手を含む）	B
54	その他の運輸従事者	A	73	窯業・土石製品製造作業	A	68	木・竹・草・つる製品製造作業	B
55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除く）	A	74	飲食料品製造作業	A	76	建設作業	B
61	金属製造加工作業	A	75	化学製品製造作業	A			

■加入限度

被保険者1名あたり、プラン1で5口、プラン2で5口が限度となります。

また、プラン1、プラン2合わせて10口が限度となります。

5 ご契約方法

(1) 保険期間の設定

①就業中のみ補償タイプを選択した場合は、(初期)講習期間中は補償対象とならないことから、(初期)講習期間を除いた保険期間を設定いただくようお願いいたします。

②保険期間は12ヶ月までとなりますので、36ヶ月の加入を希望される場合は、初年度に12ヶ月の保険期間でご加入頂き、その後、1年毎に更新手続きを行って頂くことで、36ヶ月の補償が可能となります。

※保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は応当日の午後4時までとなります。

(2) ご加入手続き

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ(公財)国際研修協力機構の能力開発部にご提出いただくか、(株)国際研修サービスに郵送願います。※『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払できないことがあります。

■保険料のお支払い

保険料は『保険加入依頼書』の提出と同時に(公財)国際研修協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	公益財団法人 国際研修協力機構 保険料口	

■普通傷害保険加入通知書の提出

被保険者ごとの保険の始期日が確定したところで、『普通傷害保険加入通知書』に保険始期日等を記入し、すみやかに(公財)国際研修協力機構に通知していただきます。

注意

■保険責任の開始日

ご提出いただく『普通傷害保険加入通知書』に記載された保険始期日から保険責任が開始します。ただし、加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険金のお支払い対象となりませんので、ご注意ください。

※保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険金のお支払い対象となります。

■被保険者証明書の発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』を発行します。

6 普通傷害保険の補償内容のあらまし

被保険者（保険の対象となる方）等が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	保 険 金 の お 支 払 額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死亡保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 【注】 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
	後遺障害保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 【注1】 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 【注2】 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。）
	入院保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院*（入院に準ずる状態*を含みます。）された場合	【入院保険金日額*】×【入院*の日数または入院に準ずる状態*の日数】をお支払いします。 【注1】 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 【注2】 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ
	手術保険金 入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術*を受けられたとき。	【入院保険金日額*】×【手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率（10倍、20倍、40倍）】をお支払いします。 【注】 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りまします。また、1事故に基づくケガについて2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率となります。	●原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの
傷 害	通院保険金 保険期間中の事故によるケガ*のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院*された場合 【注】 通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために医師*の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとしなします。	【通院保険金日額*】×【通院*の日数】をお支払いします。 【注1】 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。 【注2】 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 【注3】 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 【注4】 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	●普通傷害保険には下記が追加されます。> ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ など 【注】 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動
山岳登はん（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*2）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （*2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （*3）職務として操縦する場合を除きます。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
 - (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術(*)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- (※)医師*が治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
- 「治療」とは、医師*による治療をいいます。
- 「通院」とは、治療*が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
- 「通院保険金日額」とは、加入者証等記載の通院保険金日額をいいます。
- 「入院」とは、治療*が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼・言語機能を失っている場合など普通保険約款記載の状態に該当し、かつ、治療*を受けた状態をいいます。
- 「入院保険金日額」とは、加入者証等記載の入院保険金日額をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、(公財)国際研修協力機構を保険契約者とし、実習実施機関または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする普通傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際研修協力機構が有します。

なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外は加入することができません。
- ②この保険はパンフレット記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
- ③(株)国際研修サービスは保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、(株)国際研修サービスと締結され有効に成立した契約につきましても、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「普通傷害保険」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、「普通傷害保険 ご契約のしおり(約款)」にある保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら(株)国際研修サービスまたは引受保険会社におたずねください。ご加入に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

(株)国際研修サービス

ご加入に関することや、事故のご連絡・ご相談: TEL **03-5425-6800** FAX **03-5425-6803**

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

☐皆さまでご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?

または、事前に打ち出している内容に誤りが無いかをご確認いただきましたか?

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

*加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

ご加入に関することや、事故の連絡先・ご相談につきましては、取扱代理店「(株)国際研修サービス」までご連絡下さい。

TEL **03-5425-6800** FAX **03-5425-6803**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】

公益財団法人 国際研修協力機構

〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16住友浜松町ビル4階

TEL 03(6430)1100（代表）
FAX 03(6430)1112

承認番号A00-0000 使用期限2014年 月 日